

令和元年5月29日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03170

研究課題名（和文）二重の危険の政策的基礎 二重の危険の再構成に向けて（2）

研究課題名（英文）Policies Underlying Double Jeopardy-Reconstructing Japanese Double Jeopardy-(2)

研究代表者

小島 淳（Kojima, Jun）

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：80318716

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,400,000円

研究成果の概要（和文）：2015年度から2018年度までの研究期間中に、ドイツにおける重複処罰禁止や米国及び日本における二重の危険に関する資料の収集・精読・考察に従事し、各制度についての理解を深めるとともに、本研究テーマに関連する論稿を（主だったものとしては3本）執筆し、公表した。上記のうち、現時点で活字になっていないもの（主としてドイツ・米国における制度に関わる考察等の結果）については、今後論稿の形で順次公表して行く予定である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

既に公開されている本研究の成果（各論稿）の学術的意義は、一罪一逮捕一勾留の原則や形式裁判の拘束力についてのこれまでの議論の整理及び一定の問題提起をした点、一事不再理効の基礎でありつつ教科書等では触れられていない点についての説明を提供した点にある。各論稿の社会的意義としては、これまでの実務上の取扱いに対する問題提起ともなりうることや、法曹教育の一助となる可能性等が想定される。

研究成果の概要（英文）：Research conducted between 2015-2018 were collecting and reading materials on the German principle prohibiting multiple punishment for the same act and the Anglo-American principle prohibiting double jeopardy for the same offense (and its Japanese counterpart), and preparing and publishing essays related to the theme of this research. The findings reached through conducting (those not yet published) are to be published in the form of essays in law journals in the near future.

研究分野：刑事法学

キーワード：二重の危険 一事不再理効（裁判の）拘束力 公訴事実の同一性（単一性）

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究は「二重の危険の政策的基礎 二重の危険の再構成に向けて (1)」(若手研究 B (2011 - 2014 年度) を承けて実施されたものであるが、開始当初においては以下のような背景(着想)が存在した。

(1) 我が国における一事不再理効に関する種々の問題(検察官上訴の可否のような伝統的なもの、平成 15 年判例で新たに光が当てられた常習一罪の分割訴追の問題、さらには自白事件における捜査の迅速化・省力化に絡む最新の立法課題まで)を従前の通説的な理解で適切に解決できるかという課題が存在した。

(2) 上記の課題を解決するには、我が国の一事不再理効の実質的根拠となっている二重の危険の政策的基礎を明らかにし、それを踏まえて二重の危険の再構成を図る必要があるように思われた。そこで、まず、米国の二重の危険に目を向け、研究を進めることが重要であると判断した(上記「若手研究」の主眼はその点の研究を遂げることにあった)。

もっとも、わが国の刑事訴訟法は大陸法の要素をも取り込んだある種の混合法ともいえるものであり、大陸法系に属し、その一つの典型ともいえるドイツの刑事手続における重複処罰の禁止の原則の政策的基礎からも示唆を受けることができると考えた。

以上のことから、米国における二重の危険だけでなく、ドイツにおける重複処罰禁止の原則の政策的基礎を探求し、さらに、その共通点、相違点を明らかにしておくことが、日本における二重の危険の政策的基礎を明らかにし、その再構築を図るという最終目的を実現するために不可欠であると考えた。

2. 研究の目的

日本における二重の危険を禁止する原則(以下「二重の危険」という)を再構成し、一事不再理効に関係する各種の問題を体系的に解決するという最終目的を達成するためには下記(1)~(3)の中間目的を達成する必要がある。本研究では、そのうちの(2)までを達成することを目的として設定した。

(1) ドイツにおける重複処罰の禁止の原則の政策的基礎を明らかにすること。

(2) ドイツにおける重複処罰禁止の原則と米国における二重の危険の政策的基礎における共通点及び相違点を抽出し、相違点については相違することとなった原因を明らかにすること。

(3) 日本における二重の危険の本質を明らかにすること。

3. 研究の方法

上記の目的(1)及び(2)の達成に向け、各年度において関連する資料(日本法に関するものも含む)の収集、通読、精査(以下「収集等」という)を行う傍ら、本研究テーマに関連する論稿を執筆・公表する形で研究を進めた。具体的には、ドイツ法の重複処罰禁止や米国(及び日本)の二重の危険に関連する著書や論文を購入・ダウンロード・複写する等の形で入手し、精読し、整理し、考察するという方法を採用した。また、各年度において、本研究テーマに関連する論稿(下記参照)を執筆した。

また、学会や研究会にも積極的に参加し、日本や諸外国における最新の議論に接するよう努めたほか、研究成果を発表する場としても活用した。

4. 研究成果

ドイツにおける重複処罰禁止に関する資料の収集・精読に加え、米国及び日本における二重の危険に関する資料の収集・精読に従事することを通じて、各制度についての理解を深めることができた。また、本研究テーマにも関連する論稿として、「一罪一逮捕一勾留の原則に関する一考察」研修 829・3-18(2017)、「形式裁判の内容的確定力」刑事訴訟法判例百選〔第 10 版〕(別冊ジュリスト 232)・224-225(2017)、「一事不再理効」法学教室 460・38-41(2019)を執筆し、公表した【ここでは発表年が古いものから順に ~ とした】。

は、実体法上一罪の範囲内にある複数の事実のそれぞれにつき、同時にあるいは時を異にして逮捕または勾留することの適否を論じたものであり、は、被告人が自らの死亡を偽装して公訴棄却の決定を受けた後その生存が判明した場合に、同人につきあらためて同じ事件で公訴を提起できるか(後訴裁判所は前訴裁判所の「被告人死亡」という判断に拘束されるか)を論じたものである。いずれも、従来の議論を整理しつつ、新たな視点も取り込んで検討したものである点に特徴、重要性(インパクト)が認められよう。また、は、雑誌の「特集」の一部を構成する論稿であり、当該「特集」における我が国の「刑事訴訟法の基本」の「再確認」というテーマに即して、当該「基本」の 1 つである「一事不再理効」につき解説したものである。「基本」とされつつも学習者には敬遠されがちな一事不再理効の基礎的な問題点や一事不再理効の代表的(とされている)判例につき、教科書等では説明が省かれることも多い視点・内容を含めつつ解説した点に特徴・重要性(インパクト)が認められるものといえる。

なお、2015~2018 年度中に実施したドイツの重複処罰禁止、米国・日本の二重の危険にかかる資料の収集・精読・考察の成果のうち、現時点で活字になっていないものについては、今後

論稿として順次公表していく予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

- (1) 小島淳「一事不再理効」法学教室 460号 38-41頁(2019) 査読無し
- (2) 小島淳「形式裁判の内容的確定力」刑事訴訟法判例百選〔第10版〕(別冊ジュリスト 232号) 224-225頁(2017) 査読無し
- (3) 小島淳「一罪一逮捕一勾留の原則に関する一考察」研修 829号 3-18頁(2017) 査読無し

米国最高裁判所判例概観(紹介)

- (1) 「アメリカ合衆国最高裁判所 2016年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学 52巻1号 96-99頁(2018)
- (2) 「アメリカ合衆国最高裁判所 2015年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学 51巻1号 175、183-185頁(2017)
- (3) 「アメリカ合衆国最高裁判所 2014年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学 50巻1号 107-109頁(2016)
- (4) 「アメリカ合衆国最高裁判所 2013年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学 49巻1号 195-196頁(2015)

〔学会発表〕なし

研究会発表(個人報告)

- (1) 「判例(裁判例)研究:大阪地判昭和49・5・2刑月6・5・583、判時745・40(形式裁判の拘束力 死亡偽装事例)」刑事法総合研究会(名古屋大学、2016)
- (2) 「誤った『無罪(acquittal)』と二重の危険(Evans v. Michigan, 133 S. Ct. 1069(2013))」英米刑事法研究会(早稲田大学、2015)

〔図書〕(計1件)

- (1) 田中利彦 編著『アメリカの刑事判例1 2003年10月開廷期から2007年10月開廷期まで』54-59、67-68、87-90、97-98、141-143、180-183、220-222頁(成文堂、2017)

〔産業財産権〕なし

出願状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年:
国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年:
国内外の別:

〔その他〕なし

6. 研究組織

(1)研究分担者 なし

研究分担者氏名:
ローマ字氏名:
所属研究機関名:

部局名：
職名：
研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者 なし

研究協力者氏名：
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。